

# 平成23年塩尻市議会12月定例会

## 総務環境委員会会議録

日時 平成23年12月22日(木) 午前10時30分

場所 全員協議会室

### 審査事項

議案第21号 平成23年度塩尻市一般会計補正予算(第4号)中 歳入全般

### 出席委員

委員長	青柳	充茂	君	副委員長	古畑	秀夫	君
委員	務台	昭	君	委員	牧野	直樹	君
委員	金田	興一	君	委員	五味	東條	君
委員	丸山	寿子	君	委員	柴田	博	君

### 欠席委員

なし

### 説明のため出席した理事者・職員

省略

### 議会議務局職員

事務局長	成田	均	君	議会議務局次長	小松	俊夫	君
議事調査係長	小澤	秀美	君				

午前10時29分 開会

委員長 それでは皆さん、おはようございます。定刻よりちょっと早いですけど、全員おそろいでございますので、12月定例会の総務環境委員会、3回目になりますけれども、これから開会をいたします。

理事者というか部長、あいさつありましたら、どうぞ。

### 総務部長あいさつ

総務部長 それでは、委員会をお開きをお願いしたところ、開いていただいて大変ありがとうございます。今回は追加提案させてもらった件でございますので、よろしく御審議のほどをお願いします。

### 議案第21号 平成23年度塩尻市一般会計補正予算(第4号)中 歳入全般

委員長 それでは委員会付託案件表のとおり、総務環境委員会に付託されました議案第21号平成23年度塩

尻市一般会計補正予算(第4号)の歳入全般についてを議題といたします。説明を求めます。

**財政課長** それでは一般会計補正予算(第4号)の歳入と地方債補正につきまして御説明させていただきます。まず、歳入からお願いしたいと思いますので8、9ページをお願いいたします。今回追加提案でお願いいたします補正予算につきましては、国の第三次補正に伴う社会資本整備総合交付金事業に該当いたします橋梁の長寿命化修繕事業でございます。平成24年度に事業化を予定していたものを今回の補正により計画を前倒しをいたしまして、予算化をさせていただくものでございます。したがって、その財源につきましては、国の社会資本整備総合交付金が事業費の55%でございます。それがこの補正予算書の国庫支出金中社会資本整備総合交付金の3,740万円でございます。これが事業費の55%補助でございます。

また、この交付金以外の財源といたしましては、市債が100%充当されますが、それが市債の緊急防災・減災事業債の3,060万円でございます。この市債につきましては、全国防災の対応事業となりまして、元利償還金の80%が交付税措置される有利なものとなっております。

歳入につきましては以上でございますが、続きまして4ページをお願いいたします。第2表地方債補正でございます。今歳入のところ御説明させていただいた内容のとおり、緊急防災・減災事業債を追加をさせていただくものでございます。以上でございます。

**委員長** 委員の皆さんから質問、御意見がありましたらどうぞ。説明を受けて納得したということによろしいですか。

**柴田博委員** 手を挙げている。

**委員長** 五味委員。

**五味東條委員** ちょっと勉強不足でわからないけど、この社会資本整備総合交付金っていうのはね、これは道路の、例えば特定財源だったらいっぱいあるじゃんね、道路関係のは。これ、道路だとほかのものに、一般に適用されるわけですかね。これ聞いたことないので、どういようなところに適用されるか。

**財政課長** 社会資本整備総合交付金事業につきましては、国交省の補助金について、今、一括交付金というのが議論されてきておりますが、その前段としてですね、国交省関係の補助金につきましては、一括まとめて社会資本整備総合交付金という補助事業になっております。ただ、一括交付金化とまではいなくてですね、内容が4つくらいに分かれておりまして、その4つのエリアの中であれば地方の中で自由に使えると言いますが、その範囲内の中で充当されるという事業になっておるものでございます。ですので、今回これ、緊急第三次補正で全国の防災という形で対象になったわけですが、これがならなくて平成24年度で通常に予算化された場合でも、この社会資本整備総合交付金の55%は充当になります。ただ、今回有利となりますのは、地方債、市債の部分でございます。これが残り100%、全部一応市債が借りられるというのが1点。これは通常でいきますと90%が上限になりますので、残りの10%は一般財源になってしまいます。あと起債の種類が違ってまいりまして、今回は緊急防災・減災事業債ということで交付税措置が80%、要は10年償還であれば、1,000万円借りた場合は100万円ずつ返すのに80万円が交付税措置されるというものですが、通常平成24年度でやった場合は公共事業等債という普通の起債が充てられまして、それは交付税措置が20%しか措置されませんので、1,000万円100万円ずつ返す場合は、20万円しか交付税のほうに反映されないということで、その辺が有利になるということで、違ってまいりまして、よろしくお願ひします。

**委員長** よろしいですか。とても有利な起債であります。ほかに御意見、御質問ありますか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** では議案第21号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** それでは議案第21号を原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で付託された案件は終わりましたが、ほかに何かありますか。ありませんか。

**議会議務局次長** ありません。

**委員長** それでは、総務環境委員会をこれにて閉会といたします。お疲れさまでした。

午前10時35分 閉会

平成23年12月22日（木）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務環境委員会委員長 青柳 充茂 印